

2020年5月11日

各 位

株式会社長谷工コミュニティ西日本

改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく

緊急事態宣言 期間延長に伴う対応について

改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく緊急事態宣言の期間延長が発表されました。

今後も新型コロナウイルス対策が長期化することも想定されるなか、共用部分の機能の安全性・衛生面の観点からも、一部中断または縮小していた業務も含め必要な管理業務を実施すべきと考え、感染防止対策と併せご提案の上、管理組合の皆様とご相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、多数のお客様が集まるイベント等は継続して延期提案、専有部へ立ち入りが必要な点検作業等は居住されている皆様の判断を優先して対応してまいります。

長谷工グループといたしましては「人々の生活に不可欠な住まいとサービスをご提供する」会社として、感染防止対策を徹底のうえで、共同住宅という社会インフラの機能を安全面・衛生面で保持していく役割を全うしてまいりたいと考えております。何卒ご理解ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以 上